

# 毎月第1金曜日は『緑の相談日』



広報  
**ふた**

4月 '83 No.253

# 活力ある市民のまちづくり

## 昭和58年度

# 施政方針



昭和五十八年の第一回定例市議会は、三月八日に開会、昭和五十八年度の予算案など十七議案が上程されました。初日の冒頭田村市長は市政を預かって三年を経過、市議会をはじめ市民のみなさんのご理解とご協力によって行政運営をすすめてこられたことに深く感謝を申しあげるとともに、これからも「市民のための効率行政」「活力ある市民のまち」づくりに向け、全力を尽くしますと所信を表明しました。

昭和五十八年、第一回定例市議会を開催するにあたり私の市政に対する施策の大綱について申し述べさせていただきます。

### 避けられぬ基地問題 市民の安全に 最善の努力

国における臨調、行革、都における補助金等の削減など、市を取りまく諸情勢は、さらに厳しく、これに加えて市税の伸び率が鈍化の傾向にあり、市財政の前途は容易ならぬものがあります。しかしながら真に市民のための効率行政という視点を明確にし、その期待にこたえ、積極的な市政を展開するとともに、「活力ある市民のまち」づくりに向け、努力してまいります。

私から申しあげるまでもなく、国及び都においても、極めて厳しい状況にあり、依存財源に頼らなければならぬ当市におきましては、前例のない厳しさが増すものと思えます。

こうした状況を踏まえて、国、都に対し補助金等の確保に努める

市政運営をすすめるうえで、避けて通ることのできない基地問題があります。国の条約で置かれていられる以上、基地があってもやむを得ないと考えております。このような状況を踏まえて、基地及び関係機関と綿密な連絡を図り、基地から発生する障害をできる限りやわらげよう最善の努力をしております。いままでも、その代償として、さまざまな要望をし、事業を実施してまいりましたが今後とも引き続き関係機関に積極的に要望するとともに、周辺市民の安全性の確保と周辺整備に努力してま

まいります。

東京都は、マイタウン構想を發表しこれに基づき施策がすすめられておりますが私はこの諸施策を活用し、昨年から課題になりました大都市周辺地域広域行政圏にも参画してまいりたいと思っております。

次に新年度予算の概要について申しあげます。

新年度も基本構想に沿いその事業をすすめてまいります。はじめに「健康で幸せな市民生活を守る」ために公共下水道及び排水路の事業を行い、生活環境整備を引き続き推進してまいります。

消防、防災施策といたしましては、防火貯水槽及び耐震性貯水槽の施設拡充に努め、交通安全及び防犯施策なども安全性を重視した施設整備を図ってまいります。

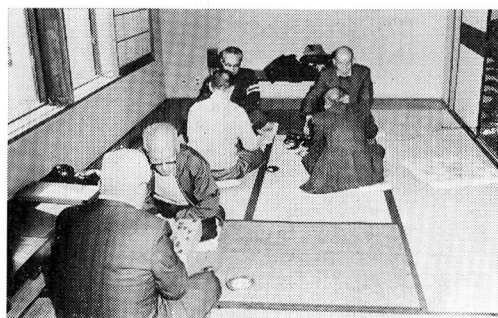


横田基地へ飛来した  
C-5Aギャラクシー

## 障害者用自動車

### 改造費を助成

社会福祉対策といたしましては、すでに本年二月一日から施行いたしました老人保健法の施行により老人医療制度の見直しと、新たに中高年齢者に対する健康指導など今後の老人社会に向けての医療体制が一段と充実したすものと思えます。新たな施策としまして自動車運転を容易とした、身体障害者用自動車改造費の一部助成をしてみたいです。他、社会福祉の給付



将棋を楽しむお年寄り 福祉会館にて

施策についても前年度並みの水準は維持してまいります。

次に福生駅西口周辺地区再開発事業につきましては、昨年調査結果を得ました基本計画案を基に、今後積極的に説明会などを開催いたし、関係者各位にまちづくりの意識高揚と事業内容のご理解をいただき、再開発に向け、準備組合結成に努力してまいります。

教育関係においては、「豊かな人間と文化を育てる」ための施策として、社会教育における屋外運動場の早期完成をはじめ社会体育

施設の整備、コミュニティ施設の活用など市民文化の向上、内容の充実に努めてまいります。

学校教育施策は学校施設の充実を図り、第一、第三小学校及び第一中学校の万年塀の改良工事を行うと、災害時の避難を容易にするともに、緑化の一助として改良するものであります。

このほか第二中学校舎の増築工事など、小中学校諸施設の整備と拡充を図り、より安全な学校施設となるよう努めてまいります。

## 冗費の節減と財源の確保

### 効果的な行政運営の推進

以上、昭和五十八年度の主たる施策について申しあげましたが、地方自治体を取りまく情勢は極めて厳しく、その行政運営は一層のむづかしさが予測されます。冗費の節減と財源の確保など効果的な行政運営を推進して市民福祉の向上を図ってまいります。

終りにのぞみ、市議会をはじめ市民のみなさんにおかれては、市

政に対し深いご理解とご尽力により、市行政水準をより高めていただきました事を心から感謝申しあげて、昭和五十八年度予算執行にあたり私の市政に対する所信の発表を終らせていただきます。

この文章は三月定例市議会において、福生市長田村匡雄の所信表明を要約したものです。

お待たせしました

## 自転車道開通

— 五日市線鉄橋下 —

新緑の香りが心地よくただよう多摩川辺りの自転車道を散策してみませんか。長い間ご迷惑をおかけしました、五日市線の鉄橋下を結ぶ多摩川沿いの自転車道がこのたび開通しました。これは昨年から建設省の占用許可を得て工事がすすめられ、幅6m、鉄橋下延長176m(写真)の道路ができました。これで南田園地区内で延長約1338mの自転車道が完成されました。どうぞご家族おそろいのサイクリングでおたのしみください。



開通した五鉄下の自転車道

# 昭和58年度予算 総額 159億3,663万円

三月の定例市議会で昭和五十八年度一般会計予算、特別会計予算が原案どおり可決されました。

福生市の昭和五十八年度予算は、一般会計百九億七千六百九十万円、特別会計四十九億五千九百七十三万円（受託水道事業会計を含む）を合わせますと総額は、百五十九億三千六百六十三万円となります。

本年度の予算編成に当たっては、国、都における緊迫した財政事情により、福生市においても引き続き厳しさが予測される中であって、これまでの健全財政の基調を変えることなく見積りをしました。歳出面では福祉充実の姿勢を堅持しながら、重点課題であります公共下水道事業をはじめとして、都市基盤整備と教育施設の整備を重視しています。

## お金はどこからくるか

### 歳入

一般会計を中心に見ますと、歳入の一番大きいものは市税で、四十一億五千三百二十万円、前年に比べて三・四％増

金額にして一億三千五百四万円の増です。二番目は国庫支出金二億四千六百八万円、前年に比べて一四・八％増、金額にして二億六千三百六十六万円の増です。三番目は国有提供施設等所在市町村助成交付金の十一億千六百三十八万円、これは前年と同額です。以下地方交付税の十億四千六百五万円

## お金をどう使うか

### 歳出

一般会計の歳出の一番大きいものは民生費の二十五億三千七百七十三万円、前年に比べて二・一％増、金額にして五千三百四十一万円の増です。二番目は教育費の二十五億三千五百五十二万円、前年に比べて五・一

％増、金額にして一億二千九百八十八万円の増です。つづいて土木費の二十四億三千九百九十九万円、前年に比べて一三・四％増、金額にして二億八千七百二十万円の増です。以上のほか、一般会計の支出割合は、別表のとおりです。ここでは一般会計の主な歳出を性質別にご紹介します。

### 生活環境の向上に

#### 道路

- ▽私道整備工事……………千六百万円
- ▽道路新設改良費……………一億三千六百一十一万円

- ▽交通安全施設改良費……………二千八百七十万円
- ▽緊急道路整備工事……………一億千八百三十五万円

- 公園・緑化対策
- ▽仮称東福生第一公園新設事業……………一億五千七百二十二万円
- ▽仮称加美緑地新設事業……………一億八千七百四万円

- ▽公園の管理に要する経費……………三千七十三万円
- ▽緑化推進に要する経費……………七百八万円
- ▽アメリカシロヒトリ防除に要する経費……………二百九十四万円

#### 防火・防災

- ▽第五分団消防車庫新築事業……………六千四百九十一万円
- ▽災害対策用備蓄庫新築事業……………八百三十九万円
- ▽耐震性貯水槽新設事業……………千五百五十万円

#### ゴミ・し尿

- ▽各種ゴミ収集に要する経費（塵芥処理費）……………一億六千九百五十四万円
- ▽し尿・汚水処理等に要する経費……………七千四百四十万円
- ▽西多摩衛生組合負担金……………二億八百四十六万円

#### その他

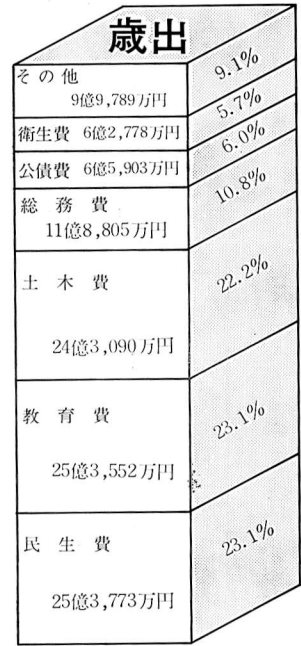
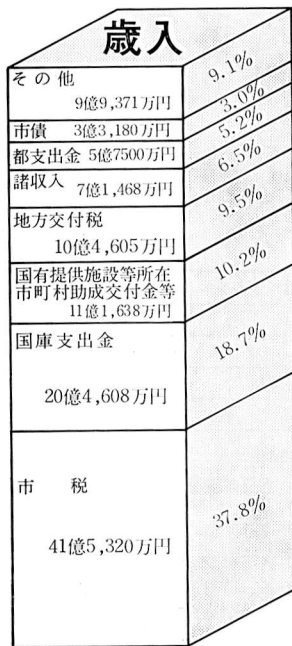
- ▽西住宅地区周辺排水路新築事業……………六億八百万円
- ▽社会福祉協議会に要する経費……………五千二百九十六万円
- ▽れんげ作業所に要する経費……………千百一十一万円
- ▽身体障害者の福祉増進に要する経費……………五千三百九十八万円
- ▽老人の福祉増進に要する経費……………一億五千七百二十三万円
- ▽民間保育所等の振興等に要する経費……………二千八百二十三万円
- ▽児童手当等の支給に要する経費……………

### 市民福祉の充実に

- ▽児童措置等に要する経費  
……………九千七十六万円  
……………五億二千四百四十九万円
- ▽生活保護に要する経費  
……………五億七千五百三十万円
- ▽予防接種に要する経費  
……………千六百七十七万円
- ▽休日診療事業に要する経費  
……………九百六十万円
- ▽結核検診・がん検診・成人健康  
対策・母子健康対策・伝染病予  
防等に要する経費  
……………千六百四十七万円
- ▽障害者用点字ブロック設置経費  
(福祉会館) ……百六十六万円
- ▽一歳六か月児歯科健康診査経費  
……………九十六万円
- ▽住所表示板設置経費  
……………二百五十六万円
- 教育・文化・スポーツに**
- ▽福生第一小学校校庭改良工事  
……………千七百二十七万円
- ▽福生第二小学校除湿工事設計委  
託 ……三百六十七万円
- ▽福生第三小学校プール改良事業  
……………六千五百四十六万円
- ▽福生第三小学校視聴覚反応分析  
器新設事業…千七百八十二万円
- ▽福生第四小学校講堂防音増改築  
事業 ……二億八十四万円

- ▽福生第六小学校除湿工事設計委  
託 ……四百五十五万円
- ▽福生第一中学校万年塀改良工事  
……………二千万円
- ▽福生第二中学校増築第七期工事  
……………一億二千四百五十六万円
- ▽福生第三中学校除湿事業  
……………七千五百八万円
- ▽屋外運動場新設事業  
……………二億五千八十七万円
- ▽市民体育館外壁防水塗装工事  
……………四千二百八十万円
- ▽フルコンサート用ピアノ購入  
……………百二万円
- ▽市勢統計印刷代 ……八十万円
- ▽市勢要覧作成委託料…四百万円
- ▽文化財保護等に要する経費(文  
化財保護費) 千二百八十二万円
- 商工業の発展に**
- ▽商工業の振興に要する経費  
……………千九百二万円
- ▽中小企業振興資金貸付に要する  
経費…二千七百六十七万円
- ▽消費者対策に要する経費  
……………百二万円

~~~~~ 一般会計 ~~~~~  
**予算総額 109億7,690万円**



**特別会計**

下水道事業・国民健康保険・区  
画整理事業・老人保健医療・受託  
水道事業の各特別会計の予算は、  
次の表のとおりです。

特別会計の総額は、四十九億五  
千九百七十三万円で、前年度に比  
べ五・四％増、金額にして二億五  
千五百七十三万円の増ですが、事  
業が完成に近付いた下水道事業、  
区画整理事業会計は一九・六％、  
二九・八％のそれぞれ減となりま  
した。

| 区 分      | 昭和58年度<br>当初予算額 | 昭和57年度<br>当初予算額 | 前 年 比     |
|----------|-----------------|-----------------|-----------|
| 国民健康保険会計 | 11億9,287万円      | 11億6,816万円      | 2.1%増     |
| 区画整理事業会計 | 6,610万円         | 9,410万円         | 29.8%減    |
| 下水道事業会計  | 22億5,285万円      | 28億 332万円       | 19.6%減    |
| 老人保健医療   | 9億3,127万円       | 6,966万円         | 1,236.9%増 |
| 受託水道事業   | 5億1,664万円       | 5億6,876万円       | 9.2%減     |
| 会 計      | 49億5,973万円      | 47億 400万円       | 5.4%増     |

# 保育料が改定されます 平均引き上げ率は5.9%

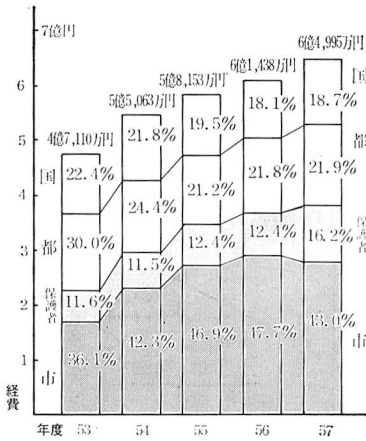
福生市では、昭和五十八年度の保育料を次のとおり改定します。

保育園の経費は国、都の負担金、保護者の納める保育料そして市の支出金によって運営されています。ところが、ここ数年來運営に要する経費は表Ⅰのように増加しております。

保育料は、昭和五十七年度に六年ぶりに改定したわけですが、それでも、国が定める保育料の四八・九パーセントです。国が定める

保育料は毎年引き上げられ、市の保育料をすえ置きますと、市の負担もそれだけ増加しますが、このことは保育園に入園させている方と、そうでない方、また、在園児の年度間に不公平を生じます。このようなことか

表Ⅰ 保育所運営費と保護者の負担割合



図説：一人当りの月額保育所運営費 53,626円  
その内保護者が負担する保育料平均 8,690円 (57年度予算)

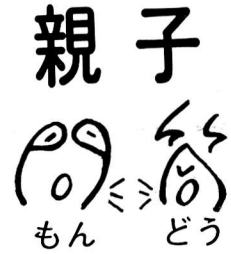
ら、五十七年度に引続き改定することになりました。今回の改定の平均引上率は、前年に比較して平均五・九パーセントとなります。どうぞ皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。なお、五十九年度以降についても、社会情勢、財政事情を考慮のうえ改定する予定です。

くわしいことは、厚生課係(☎51-1511内線238)へ。

表Ⅱ 福生市保育料徴収金基準額表

| 階層区分                                        | 各月初日在籍措置児童の属する世帯の階層区分    |                                           | 市の徴収金基準額(月額)                                |                  |                  |
|---------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------|------------------|
|                                             | 定義及び条件                   | 3歳未満児                                     | 3歳以上児                                       |                  |                  |
| A階層                                         | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)   |                                           | 0円                                          | 0円               |                  |
| B階層                                         | A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯   |                                           | 0                                           | 0                |                  |
| C階層                                         | A階層及びB階層を除き、前年度分の所得税課税世帯 | 第1階層<br>前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯) | 1,900<br>(950)                              | 1,500<br>(750)   |                  |
|                                             |                          | 第2階層<br>前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満の世帯   | 2,300<br>(1,150)                            | 2,000<br>(1,000) |                  |
|                                             |                          | 第3階層<br>前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上の世帯   | 2,700<br>(1,350)                            | 2,500<br>(1,250) |                  |
|                                             | D階層                      | A階層及びB階層を除き、前年度分の所得税課税世帯                  | 第1階層<br>前年分の所得税課税額が3,000円未満の世帯              | 3,800<br>(1,900) | 3,300<br>(1,650) |
|                                             |                          |                                           | 第2階層<br>前年分の所得税課税額が3,000円から15,000円未満の世帯     | 4,900<br>(2,450) | 4,500<br>(2,250) |
|                                             |                          |                                           | 第3階層<br>前年分の所得税課税額が15,000円から30,000円未満の世帯    | 5,800<br>(2,900) | 5,600<br>(2,800) |
|                                             |                          |                                           | 第4階層<br>前年分の所得税課税額が30,000円から45,000円未満の世帯    | 6,900            | 6,700            |
|                                             |                          |                                           | 第5階層<br>前年分の所得税課税額が45,000円から60,000円未満の世帯    | 8,000            | 7,700            |
|                                             |                          |                                           | 第6階層<br>前年分の所得税課税額が60,000円から90,000円未満の世帯    | 10,400           | 8,800            |
|                                             |                          |                                           | 第7階層<br>前年分の所得税課税額が90,000円から120,000円未満の世帯   | 12,900           | 9,700            |
|                                             |                          |                                           | 第8階層<br>前年分の所得税課税額が120,000円から150,000円未満の世帯  | 15,300           | 10,500           |
|                                             |                          |                                           | 第9階層<br>前年分の所得税課税額が150,000円から180,000円未満の世帯  | 16,600           | 11,200           |
|                                             |                          |                                           | 第10階層<br>前年分の所得税課税額が180,000円から210,000円未満の世帯 | 17,800           | 11,800           |
|                                             |                          |                                           | 第11階層<br>前年分の所得税課税額が210,000円から240,000円未満の世帯 | 19,000           | 12,200           |
|                                             |                          |                                           | 第12階層<br>前年分の所得税課税額が240,000円から270,000円未満の世帯 | 20,300           | 12,800           |
|                                             |                          |                                           | 第13階層<br>前年分の所得税課税額が270,000円から300,000円未満の世帯 | 21,600           | 13,100           |
|                                             |                          |                                           | 第14階層<br>前年分の所得税課税額が300,000円から350,000円未満の世帯 | 23,600           | 13,600           |
| 第15階層<br>前年分の所得税課税額が350,000円から400,000円未満の世帯 | 24,400                   | 14,000                                    |                                             |                  |                  |
| 第16階層<br>前年分の所得税課税額が400,000円から450,000円未満の世帯 | 25,200                   | 14,500                                    |                                             |                  |                  |
| 第17階層<br>前年分の所得税課税額が450,000円から500,000円未満の世帯 | 26,000                   | 15,000                                    |                                             |                  |                  |
| 第18階層<br>前年分の所得税課税額が500,000円以上の世帯           | 26,800                   | 15,600                                    |                                             |                  |                  |

- 1、市の徴収金基準額欄のカッコ内の金額は、同一世帯で2人以上措置した場合、2人目以降の徴収額である。
- 2、一措置児が年度内に満3歳に達した場合においては、別表にかかざる徴収金基準額表の規定にかかわらず、その年度内は3歳未満児の徴収金基準額の規定を適用する。
- 3、C階層またはD階層に該当する世帯で、固定資産をお持ちの方は、附加徴収基準額に基づき階層を認定し、保育料徴収金基準額を算定する。



住民登録って

なんだい

父 昔は庄屋とか名主のことを戸長と云ったんだ。ほかの村へ移る場合は本籍地から寄留鑑札をもらって引越し先の戸長で新しい鑑札をもらい、それを所持していたんだよ。これがそもそも住民登録のはじまりだ。

息子 昔は村に何人居るのかは戸長のところへ行けば分かったの。

息子 お父さん、友達が引越するんだ、市役所で証明が必要なんだって「住民登録」ってなんだい、教えてくれよ。

父 よしよし今度は住民登録かそれではルーツから教えよう。エッヘン、そもそも住民登録は明治の……

息子 お父さんカッコウつけないで早く云ってくれよ忙がしいんだから。

父 わかった、明治4年に戸籍法ができて寄留届けを戸長と云う役人に届ければほかの村への居住を認められたんだよ。

息子 へえー 昔は簡単によその村へは住めなかったんだね。それから戸長ってなんだい。



転入転出などの手続きは市民課窓口で

父 うん、それがヨーロッパ文化が入ってくると交通機関の発達や産業経済の発達によって人の出入りがはげしくなり、居住の実態把握が困難となってきたんだ、そうした社会情勢を考えて大正4年に寄留法をつくって、本籍地以外に90日以上居住する人は、寄留届けを出すよう義務づけたんだ。

息子 それが今まで続いているのか。

父 いやいや、そうじゃあないんだ。この制度は昭和27年まで続き、この年に住民登録法ができ住民票によって住民の記録を正確に統一的に行って住民の利便を図ったんだ。車を買うときや、銀行からお金を借りるときなどに必要な印鑑証明は、この住民登録がないと発行できないんだ。そしてさらに昭和42年には、住民の基本的なものである住所、本籍地、国民健康保険、国民年金などを記録しておく台帳としたんだ。これが住民基本台帳と云うんだ。それからこれは大事だが、転入したときの届けは14日以内に済ませないと5万円以下の罰金をとられるんだよ。どうだ分かったか。

息子 うん、分かったような、分かんないような難しいなあ、それじゃここでやる市の議会選挙はその台帳をもとにして、有権者に一人のもれなく通知を出せるんだね。ぼくも満20歳になるとだまっ

父 ホー よく分かったじゃあないか、よしよし立派だ、4月から中学最後の年だ頑張れよ。

戸籍手数料の改正

|                      | 改正前     | 改正後       |
|----------------------|---------|-----------|
| 1. 戸籍の謄本または抄本の交付     | 1通 200円 | 1通 300円   |
| 2. 除かれた戸籍の謄本または抄本の交付 | 1通 300円 | 1通 500円   |
| 3. 戸籍記載事項証明          | 1件 100円 | 1件 200円   |
| 4. 除かれた戸籍の記載事項証明     | 1件 200円 | 1件 300円   |
| 5. 受理証明書             | 1通 100円 | 1通 200円   |
| 6. 婚姻等の受理証明書(上質紙)    | 1通 800円 | 1通 1,000円 |
| 7. 届書等の閲覧            | 1件 100円 | 1件 200円   |

戸籍手数料が

改正されました

国の閣議決定により、四月一日から戸籍手数料令が改正されました。

これによって、改正後の料金となりましたので、まちがいのないようにお願いします。



昭和五十七年の都内の交通事故死亡者数は八年ぶりに四百人台となり、福生警察署管内でも九名の方が亡くなり、うち四名の方が市内で死亡しました。また、本年は二月末現在で、事故後二十四時間以後の事後死亡者を含め、二名の尊い生命が失なわれています。

交通事故は、減少しているとはいえ、昨年内で百七十五名の方が事故にあわれています。

交通事故死亡事故は勿論、交通事故は、当事者だけではなく、数多くの方に、経済的、精神的負担をかけ、その悲惨さは計りしれないものがあります。

このような状況の中で、福生市

### 福生市交通安全都市宣言

都市化の伸展と技術革新は、交通量の増加と交通手段の複雑化を招いた。

特に、福生市は交通面でも多摩地区の要所としての位置にあり、このため、交通事故の発生が多く、誠に憂慮に耐えない。

福生市は、市民の生命と安全を守り、健康で明るい生活が営めるまちを目指し、全市民一体となって交通事故の絶滅を期するた

め、ここに福生市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和五十八年三月二十四日

東京都福生市

は、全ての市民が心を合わせ、交通事故のない明るいまちを目指して、『交通安全都市宣言』を決定しました。

今後、この宣言の精神を生かし市は勿論、関係各機関、団体等の施策が進められますが、そのためには、市民のみならず一人ひとりのご協力が必要です。

自からを守ると同時に、他の人々を考える「やさしさ」と思いやりをもって交通事故をなくしていきましょう。

### 春の全国交通安全運動

5月11日～20日

本年の「春の全国交通安全運動」は、来る五月十一日から二十日までの十日間実施されます。

「やさしさ」と思いやりのある運転をテーマに ①子どもとお年寄りの交通事故防止。②二輪車の安全運転とヘルメットの着用。③無謀運転の追放。を重点に展開されます。

このほか福生警察署管内では、特に飲酒運転が多くなっていますので、飲酒運転は絶対にしないようお互いに注意しましょう。

”83春の交通安全フェスティバル”  
三波春夫一日警察署長”

’83春の全国交通安全運動の機会をとらえ地域住民、市町、学校、交通関係団体等が一体となって「やさしさ」と思いやりのある運転」を広く市、町民に訴え交通ルールの遵守と正しい運転マナーの実践を習慣づけ家族ぐるみで、子どもとお年寄りや特に若い人の二輪車交通事故防止の徹底を図るため、’83春の交通安全フェスティバルをつぎのとおりに開催いたしますので皆さんの多数ご参加をお願いします。

▽日時 昭和58年5月5日(木) 午前10時～午後5時

▽場所 福生市立第一小学校及び付近道路(雨天の場合は福生市民会館)

▽内容 式典、バトントワラー、プラスチックバンド、民謡おどり、クラシックカー、ハーレー等のパレード、三波春夫歌謡ショー、その他。



# 国民年金法より

おでかけください

## 国民年金

### 総合相談

国民年金は、厚生年金保険や各共済組合などの年金制度の対象となっていない農林漁業、商業などの自営業サービス業などの人とその家族の老後や不測の事故による障害、死亡に対し年金を支給し、生活の安定を図ることを目的とし

### 勤めをやめた方は

#### 国民年金に

#### 加入しましょう

わが国には、八種類の公的年金制度があり、会社勤めの方は厚生年金、公務員などは各種共済組合、自営業・自由業の方などは国民年金と、すべての方がいづれかの公的年金に加入して、老後を迎えたときや万一のときに年金による保障を受けるしくみになっています。このため、六十歳前に勤めをや

その事業が運営されています。

現在、国民年金制度のことで種々さわがれていますが、皆さんの中で一度相談してみなければと思っっている方、国民年金の事なら何でも結構です。

つぎのとおり年金総合相談を開設しますので、おでかけください。

当日は、国民年金東京社会保険事務所の相談官と市職員が相談にあたります。

▽日時 4月25日(月)・26日(火)

午前10時～午後4時

▽場所 市役所玄関前

めた方は原則として国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入すると、今まで加入していた公的年金と国民年金の期間がつながって、将来、それぞれ加入期間に応じた通算老齢年金が受けられます。勤めをやめて国民年金に加入していない方は、至急退社日を確認のうえ、印かん、年金手帳をお持ちになり年金係までおでかけください。

また、国民年金に加入していた方で会社等に勤めた方は印かん、年金手帳、保険証をお持ちになり届け出ください。

### 保険料の納め忘れは

#### ありませんか

四月は、昭和五十七年度分(57年4月～58年3月)の国民年金保険料の最終納期です。五十七年度分の保険料で納め忘れていた期間のある方は、四月中に必ず納めてください。四月を過ぎるとお手もとの納付書で納められなくなり、また、納め忘れがありますと万一の事故のときに障害年金や母子年金などを受けられない場合があります。また、老齢年金が受けられなくなる場合もありますので、ご注意ください。

保険料の支払いを「口座振替」にすると、金融機関があなたの預金口座から自動的に保険料を払い込んでくれますから、納め忘れの心配がないうえに払い込みの手間もはぶけます。口座振替の手続きは、納付書と預金に使う印かんを持って預金口座のある金融機関へお申し込みください。

なお、納付を口座振替にした場合は納付月が近づきましたら必ず預金残高をお確かめください。

### ご存知ですか

#### 私道整備工事

#### 補助制度

毎年度、市では、私道の整備工事に對して補助を実施しています。対象となる私道は、◎起点及び終点が公道またはこれに準ずる主要な私道に接しているもの(通り抜け道路) ◎幅員が4m以上で延長30m以上の袋小路で利用戸数が4戸以上のものです。

工事の種類は、①砂利敷工事 ②路面舗装工事 ③排水工事の3種類で、補助率は、次の表のとおりです。

| 種別     | 条件                     | 補助率(%) |
|--------|------------------------|--------|
| 砂利敷工事  | 私道整備工事の補助対象条件を満たしていること | 100    |
| 路面舗装工事 | 幅員4m以上で通り抜けの場合         | 100    |
|        | 幅員4m未満で通り抜けの場合         | 80     |
|        | 幅員4m以上で袋小路の場合          | 80     |
|        | 幅員4m未満で通り抜けの場合         | 80     |
| 排水工事   | 幅員4m未満で通り抜けの場合         | 100    |
|        | 幅員4m以上で袋小路の場合          | 80     |

これらの補助は、私道敷地の所有者または、利用している人の申請にもとづき当該年度予算の範囲内で補助決定実施するものです。

くわしいことは、土木課庶務係 ☎51-11511 内線332へ。

# 昭和58年度緑化事業計画

減少しつつある緑を守るために市では、市民の皆さんのご理解とご協力のもとに昭和58年度も積極的に緑化推進運動をすすめていきます。

緑化運動の内容は、「緑を育てる」「緑を守る」「緑を大切にすることを心がける」の3つからなっています。

## 緑を育てる

### ■出生記念樹の無料配布

市の木(モクセイ)・市の花(ツツジ)を春と秋に市内の9か所で赤ちゃんに無料で配布します。

### ■草花の種子無料配布

家庭菜園説明会会場、朝市会場及び市内の小中学校に草花の種子を無料で配布します。

### ■緑の相談日の開設

農家や一般市民を対象に野菜、園芸造り及び害虫駆除等緑に関するなんでも相談所を毎月第1金曜日の午後2時から4時まで開設し

ます。(ただし12・1・2月は除きます)

### ■公共施設等への植樹

公共施設等に植樹を行い緑化増進を図ります。

## 緑を守る

### ■アメリカシロヒトリの防除

毎年アメリカシロヒトリの発生する6月から9月の間、防除車による薬剤散布を実施する。また、広報等により、蛾や幼虫等の生態の周知と自主防除薬剤の無料配布の徹底を図ります。

### ■家庭菜園

市民を対象に620区画(1区画10㎡)

の農地を貸出し、土に対する親しみと緑の確保、保全を図ります。



今月下旬には満開のツツジを見ることができる殿ヶ谷分水跡の遊歩道(市道第303号線)

## 緑を大切に作る

### 心をつくる

### ■緑化ポスター募集

市内の小学校5年生、中学校1年生及び一般を対象に募集を行います。一席の作品は広報で紹介する。入選作品は市内の公共施設に掲示し、広く市民に周知する。

### ■緑化標語の募集

市内在住在勤の方から緑化標語を募集し、入選作品は広報で紹介し、特に一席の作品については、緑化標語とし無料配布の草花の種子の袋に印刷するなどして緑化増進に使用させていただきます。

## 出生記念に

### 市の木プレゼント

57年10月1日から58年3月31日までに生まれた赤ちゃんに、市の木モクセイをまた団地にお住いの方には、市の花ツツジをさしあげます。該当者には、ハガキで通知しますので、次の会場でお受け取りください。ハガキが届かない方は母子手帳など出生を証明するものを持って該当する会場でお受け取りください。

なお、当日会場においてにない方は、4月30日(土)に経済課農業緑化係(☎51-1511内線273)までおいでください。

### 配布日時・会場

#### 4月27日(水)

| 時間          | 配布会場   | 該当地域                                       |
|-------------|--------|--------------------------------------------|
| 午前9:00~正午   | 白梅会館   | 福東・福榮・富士見台・玉川台・武蔵野第2<br>熊牛・武蔵野・鍋ヶ谷戸1・鍋ヶ谷戸2 |
| 午後1:00~4:00 | つくし保育園 | 熊川住宅・南・内出・福生団地・南田園1丁目<br>南田園2丁目・南田園3丁目     |

#### 4月28日(木)

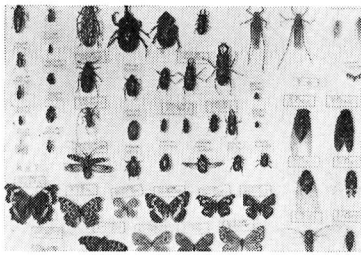
| 時間          | 配布会場  | 該当地域                                            |
|-------------|-------|-------------------------------------------------|
| 午前9:00~正午   | かえで会館 | 加美平住宅・本町8第1・本町8第2・本町7<br>武蔵野台1丁目・加美1・加美2・本町6    |
| 午後1:00~4:00 | 市役所   | 志茂1・志茂2・長沢1・長沢2・本町1・本町2<br>本町3・中央・永田・牛1・牛2・原ヶ谷戸 |

# 郷土資料室だより

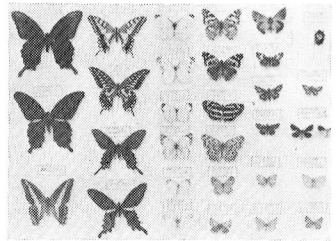
ただ今展示中

## 昆虫標本

展示室内に三つの昆虫標本が展示してあります。この昆虫標本は郷土資料室が福生市の昆虫の動態も知るために市内で採集したもので48科383個体の標本の中から122点を運び出し、「林に住む昆虫」・「花に集まる昆虫」・「多摩川の草原にすむ昆虫」に分けて展示したものです。



昆虫は、まわりの環境に適應しながら生きています。昆虫を標本化し資料として記録保存することは、いつ、どこにどんな昆虫がいたかという証として残り、環境の状態を知る一つの指標

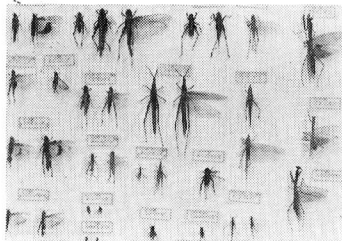


になるわけです。近年、福生市では自然環境の変化が著しいために、昔住んでい

た昆虫の中にはこの変化に適應できず消えていったものもあります。展示中の標本の中で、ジャコウアゲハやアオバセリなどは今ではあまり見られなくなりまし。反対にクマゼミやアオマツムシなどは、数を増やしてきましたが、全体的にみると減少したり、まったく見られなくなった昆虫の方が多くようです。

シオラマにあわせてじっくりと観察していただく

※郷土資料室は国鉄青梅線牛浜駅下車徒歩5分市立中央図書館内にあります。



## こしき島で「福生村」

が見つかる



「福生」という地名の由来については、アイヌ語説ほか諸説が有りますが、定説は有りません。それでは、「福生」が最初に文献にあらわれるのはいつ頃なのでしょう。ようか。

最近、鹿児島県甕島で旧家の所蔵する系図の中に「福生村」の記述が発見されました。寛治1(一〇八七)年に「宗末」と名のる武士が福生村を賜ったことが記されているのです。武蔵武士団、西党の武士、宗末は、後三年の役(一〇八三〜一〇八七)において手柄をたて、功賞で福生村の支配をまかされたものと思われま

鎌倉時代、小川郷(現、秋川

市城)を支配した土豪に小川氏がいましたが、承久3(一二二一)年に甕島の地頭に任ぜられ移住します。戦国時代まで島を支配しましたが西党の出である小川氏の系図に同じ西党の宗末が記されていたために福生村の歴史が11世紀までさかのぼったわけです。

これが発見されるまでは、戦国時代に多摩地域を支配していた八王子城主、北條氏照から出された文書に記された「福生郷内での乱暴禁止」の制札(永禄4(一五六一)年)が最も古いものでした。今月号から「ふっさのむかしむかし」ということで、福生の歴史や文化をシリーズで紹介してまいります。



# 5月の休日診療所

今月の休日診療所の開設場所  
(開設医療機関) は次のとおりです。

## ■内科・小児科(昼間)診療所

▽開設日 毎休日

▽開設場所 福生市健康センター

☎ 52-0099

▽開設時間 午前9時～午後5時

## ■内科・小児科(準夜間)診療所

▽開設日および開設場所

・5月1日(日) 米谷内科医院

所在 福生市 ☎ 51-0143

・5月3日(祝) 村山医院

所在 羽村町 ☎ 55-2221

・5月5日(祝) 大嶽医院

所在 瑞穂町 ☎ 57-0162

・5月8日(日) 長岡診療所

所在 瑞穂町 ☎ 57-2637

・5月15日(日) 鹿野クリニック

所在 福生市 ☎ 51-3636

・5月22日(日) 河野医院

所在 羽村町 ☎ 54-7720

・5月29日(日) 三井クリニック

所在 福生市 ☎ 53-1471

▽開設時間 午後5時～10時

## ■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

・5月1日(日) 鈴木歯科医院

所在 羽村町 ☎ 55-7064

・5月3日(祝) 松永歯科医院

所在 福生市 ☎ 52-1722

・5月5日(祝) 河野歯科医院

所在 福生市 ☎ 53-2829

・5月8日(日) 大塚歯科医院

所在 秋川市 ☎ 59-6327

・5月15日(日) 早崎歯科医院

所在 福生市 ☎ 53-0469

・5月22日(日) 鏡歯科医院

所在 羽村町 ☎ 55-3353

・5月29日(日) 村山歯科医院

所在 瑞穂町 ☎ 57-0056

▽開設時間 午前9時～午後5時

※医療機関が変更する場合もありますので受診の際は、あらかじめご確認ください。なお、受診は緊急の場合に限ります。また、受診の際は保険証と小銭をご用意ください。

## 小売物価調査一覧表

58年3月

| 品目 | 規格    | 単位     | 最高価格(円) | 最低価格(円) | 平均価格(円) | 前対比(%) |
|----|-------|--------|---------|---------|---------|--------|
| 主食 | 米     | 10kg   | 5,450   | 5,200   | 5,331   | 0      |
|    | 食パン   | 1袋     | 140     | 115     | 138     | 0.7    |
| 鮮魚 | まぐろ   | 100g   | 600     | 268     | 350     | -0.6   |
|    | さば    | 〃      | 140     | 30      | 92      | 0      |
|    | 塩さけ   | 〃      | 350     | 160     | 241     | -3.7   |
| 精肉 | 豚肉    | 〃      | 188     | 140     | 168     | -0.6   |
|    | 鶏肉    | 〃      | 138     | 110     | 121     | 0.8    |
|    | ロースハム | 〃      | 330     | 240     | 287     | 1.1    |
| 青  | じゃがいも | 1kg    | 150     | 90      | 139     | -10.7  |
|    | 玉ねぎ   | 〃      | 180     | 100     | 158     | 9.0    |
|    | 長ねぎ   | 〃      | 1,190   | 500     | 765     | 4.5    |
|    | にんじん  | 100g   | 26      | 13      | 20      | 5.2    |
| 果  | きゅうり  | 〃      | 97      | 40      | 57      | -19.2  |
|    | キャベツ  | 1kg    | 250     | 100     | 181     | 20.6   |
| 雑貨 | 合成洗剤  | 2.65kg | 1,040   | 798     | 904     | -1.5   |
|    | 粉石けん  | 3kg    | 850     | 850     | 850     | 0      |

調査価格は、原則として小売店舗で実際に販売している正常(平常)価格で、大安売り、棚ざらい等一時的な廉売価格は除外しています。

## 消費者台所ニュース

### たけのこ(筍)

たけのこは、筍の字が当てられ竹の下に匂と書く、つまり10日間はたけの子で、10日を過ぎるともう竹になってしまうということです。

今年のたけのこは、生育も良好で、質も良くピーク時には、小売価格で1kg当たり500円程度と予想され、昨年より1割程安く出る模様です。

たけのこの見分け方としては、スマートなものより、ずんぐり型の重量感のあるものが良く、また、皮の表面が薄茶色でしっとり滑らかなもの、固くしっかり巻いたものが新鮮です。

資料=物価とくらし

四月一日付で、行政相談委員に



大野 忠一氏

## 行政相談委員に 大野忠一氏が再任

行政相談委員に

大野忠一氏(写真)加美平三三  
七六〇五十一(4551)が再任さ  
れました。

行政相談委員は、行政管理庁長  
官から委嘱を受け、国や公社、公  
団などの仕事に対する苦情やご意  
見をお聞きします。委員の任期は  
二年間で、自宅でも相談に応じる  
ほか、毎月第一水曜日・午後一時  
〜四時に市役所一階市民相談室で  
相談に応じています。お気軽にご  
相談ください。

## 4月1日からし尿浄化槽清掃料金 及び汲取ため水洗便所汲取料金が 変わりました

4月1日からし尿浄化槽の清掃料金が改正されました。  
それに伴って自己負担額等は、次のとおりです。

### し尿浄化槽 清掃標準料金 自己負担額一覧表

|           | 容積(m <sup>3</sup> ) | 軽減証のある場合の<br>自己負担額(円) |                       |
|-----------|---------------------|-----------------------|-----------------------|
|           |                     | 市負担額(円)               | 軽減証のない場合の<br>自己負担額(円) |
| 腐敗タンク方式   | 1.0                 | 6,500                 | 11,900                |
|           | 1.5                 | 7,600                 | 13,300                |
|           | 2.0                 | 8,800                 | 14,900                |
|           | 2.5                 | 9,800                 | 16,400                |
|           | 3.0                 | 11,100                | 18,000                |
| 長時間パッキン方式 | 0.8                 | 4,900                 | 8,700                 |
|           | 1.0                 | 5,300                 | 9,400                 |
|           | 1.5                 | 5,700                 | 10,100                |
|           | 2.0                 | 6,100                 | 10,900                |
|           | 2.5                 | 6,500                 | 11,700                |
|           | 3.0                 | 6,900                 | 12,500                |

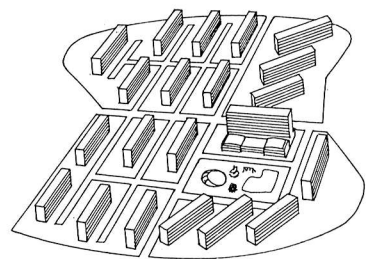
### 汲取ため水洗便所及び貯蓄槽

- 1.8kl (1台当り) ..... 5,700円
- 3.7kl (1台当り) ..... 11,300円

なお、3.5m<sup>3</sup>以上の料金やくわしい内容については、衛  
生課清掃係(☎51-1511内線284・285)へお問  
い合わせください。

※ご注意 公共下水道の供用が開始されて3年を経過して  
も切替が行われないし尿浄化槽及び汲取ため水洗便所につ  
いては市負担(補助)を行っていませんのでご注意ください

## 宅地開発等指導要綱が 改正されました



昭和五十八年四月一日付けで  
「福生市宅地開発等指導要綱」が  
改正されました。

福生市内で次に掲げる四つのい  
づれかに該当する開発行為または  
建物の建設をしようとする時は、  
市と事前に協議が必要です。

- (1)敷地面積が千平方メートル以  
上のもの
- (2)建築物が三階建以上または高  
さ十メートル以上のもの
- (3)二十戸以上の集合住宅
- (4)道路の位置指定を受けるもの

新しい指導要綱では一宅地当た  
りの最低面積、公園、緑地、教育  
施設負担金などの基準が改正され  
ました。くわしいことは、建設部  
都市計画課(☎511511内線  
342・343)までお問い合わせ  
してください。

## 最低賃金改正のお知らせ・東京労働基準局

### 1 地域別最低賃金

| 東京都最低賃金 | 効力発生<br>年月日 | 最低賃金額 |     | 最低賃金の月別換算率別          |        |        |
|---------|-------------|-------|-----|----------------------|--------|--------|
|         |             | 日額    | 時間額 | 1日平均固定労働日数<br>231の場合 | 241の場合 | 251の場合 |
|         | 58.1.27     | 3,352 | 442 | 77,096               | 80,448 | 83,800 |

### 2 産業別最低賃金

| 食料品製造業           | 58.1.19  | 3,612 | 477 | 83,076 | 86,688 | 90,300 |
|------------------|----------|-------|-----|--------|--------|--------|
| 繊維産業             | 58.1.24  | 3,507 | 464 | 80,661 | 84,168 | 87,675 |
| 木材・木製品・家具・装備品製造業 | 58.3.11  | 3,640 | 479 | 83,720 | 87,360 | 91,000 |
| 出版・印刷・同関連産業      | 58.1.22  | 3,734 | 493 | 85,882 | 89,616 | 93,350 |
| 塗料製造業            | 57.12.6  | 3,947 | 520 | 90,781 | 94,728 | 98,675 |
| 機械・金属製品等製造業      | 57.12.25 | 3,744 | 493 | 86,112 | 89,856 | 93,600 |
| 卸売業・小売業          | 58.1.23  | 3,721 | 491 | 85,583 | 89,304 | 93,025 |
| 自動車整備業           | 58.1.7   | 3,734 | 493 | 85,882 | 89,616 | 93,350 |

東京都における最低賃金は、都  
内の全産業・全労働者に適用され  
る「東京都最低賃金」と、特定の  
産業に働く労働者に適用される。  
「産業別最低賃金」(8業種)が  
定められております。このたび、  
これらの最低賃金額が次の表のと  
おり改正されました。事業主は、  
最低賃金額より低い賃金で労働者  
を使用することはできません。

くわしいことは、青梅労働基準  
監督署(☎0428-221028  
5)または東京労働基準局賃金課  
(☎03-814-5311)へお  
問い合わせください。

お知らせ

昭和58年度  
公民館“幼児室”事業



公民館では、幼児の成長・発達を計り、近隣の仲間の中で遊ぶことにむけ、幼児室の事業を次のように実施します。

- ▽実施 各幼児室とも、5月9日から順次開始。以後毎週1回(全15回)
- ▽対象 1歳以上就学前の幼児で市民であること。ただし原則として幼稚園・保育園に入園していない幼児。
- ▽定員 各コースとも先着15人以内。
- ▽指導 幼児室指導者(保母又は幼稚園教諭資格者)
- ※保護者は、保護者を形成し、個々の幼児の準備をおこなっていただきます。
- ▽実施コース

第2回  
公民館のつどい実行委員募集

昨年の公民館のつどいは、初めてにもかかわらず、皆様のご協力、ご活躍をもって盛大に開催す

| 公民館本館 |        | 会場    |         |
|-------|--------|-------|---------|
| コース名  | 時間     | コース名  | 時間      |
| 月曜幼児室 | 10時～午後 | 月曜幼児室 | 午後2時～4時 |
| 水曜幼児室 | 10時～午後 | 水曜幼児室 | 午後2時～4時 |
| 木曜幼児室 | 10時～午後 | 木曜幼児室 | 午後2時～4時 |
| 金曜幼児室 | 10時～午後 | 金曜幼児室 | 午後2時～4時 |
| 土曜幼児室 | 10時～午後 | 土曜幼児室 | 午後2時～4時 |
| 日曜幼児室 | 10時～午後 | 日曜幼児室 | 午後2時～4時 |

※幼児室事業実施時に、親は公民館事業等に参加することができません。

- ▽保護者負担 おやつ代及び消耗的材料費は保護者負担です。
- ▽申込み 4月22日(金)午前9時から個々に各館にご来館のうえお申し込みください。
- ▽問合せ 公民館(☎52-1711)
- 1)・松林分館(☎52-3624)
- ・白梅分館(☎53-3454)へ。

ることができました。しかしながら、参加された多くの方の声として「交流し、つながりをもてたことはよかったのだが、ふかまりやひろばどうしの交流がうまくいかなかったのでは……」「お互いにもっと深く活動内容やひとを知り会えたら……」ということでした。

そこで公民館としては、今年をつどいは「ひろがりからふかまりを求めて」分科会と全体会などを中心に進めてみたらどうかと考えています。つきましては、次のとおり第1回目の実行委員会を開催しますので、皆様のご参加をお待ちしています。ご意見、ご要望など、どしどしお持ちください。

第1回 実行委員会

- 日時 4月24日(日) 午前10時～正午 ※第2回目以降の日程は実行委員会にて決定。
- 会場 公民館第5集会室
- 問合せ・申込み 公民館(☎52-1711)へ。

第36回 都民体育大会春季大会が開催されます

この大会は、広く都民の間にスポーツを普及し、都民の健康増進と体力向上をはかり、都民生活を明るく豊かにしようとするもので、都民の各層を対象とする社会体育事業で、都民のスポーツの祭典です。福生市からの毎年多くの選手役員が出場し、活躍されています。今回も次のとおり大会が開催されますので、この機会にぜひご参加ください。

- 期間 5月22日(日)～6月5日(日)の毎日曜日
- 種目 陸上競技・駅伝・バスケットボール・庭球・サッカー・バレーボール・軟式庭球・弓道・バドミントン・柔道・剣道・卓球・ソフトボール・軟式野球・クレイ射撃・ライフル射撃・アーチェリー・空手道・馬術・自転車・ローラースケート・フェンシング・ハンドボール・銃剣道
- 問合せ 関係団体または、市教育委員会社会体育係(☎52-5511)へ。なお、選手申込みの締切の都合上4月25日(月)までにお願いたします。

松林ホームシアター  
白梅親子映画会

### 『はだかの王様』

アンデルセン童話「はだかの王様」を映画化したミュージカル映画です。

日時・会場

▽松林会館 4月23日(土) 午後

1時30分・午後3時 2回上映

▽白梅会館 4月24日(日) 午前

10時・午後2時 2回上映

入場無料

問合せ 松林会館 ☎52-3624

白梅会館 ☎53-3454

### 子ども

#### フェスティバル

子どもフェスティバルは、子どものためのおまつりです。小学生から大学生までの約六十人が準備をかさねてきました。人形劇、お話しコーナー、もぎ店、おぼけ屋敷など催し物がいっぱいです。

日時 5月8日(日) 午前10時〜

午後5時

会場 松林会館

主催 子どもフェスティバル実行

### たんけん教室

日時 4月23日(土) 午後2時  
場所 公民館集会室  
内容 市内や近隣の自然で、文化財などを、仲間と一緒に見て歩く。  
講師 岡田紀夫氏他  
対象 小学4年生以上 先着25人  
申込み 4月21日(水) から公民館 ☎52-1711

委員会

問合せ 松林会館 ☎52-3624

4)へ。

### 家庭教育学級

日時 5月14日(土) 午前10時  
午後 以後毎週土曜日 全15回

会場 松林会館

内容 より豊かな子どもの成長発達の条件とは何か、絵本をはじめとした子供の文化の問題や子育て期の母親自身の問題を考える  
講師 専門・研究者

申込み 4月22日(金) から松林

会館 ☎52-3624)へ。

※土曜コースの幼児室と併行しますので、幼児をお持ちの方は先着15人。それ以外の方も大歓迎。

### 婦人学級

女性のライフサイクルが変わってきました。子育て後の人生をあなたはどのように考えていますか。子育ての悩み、教育の問題、老後の不安など、女性の生き方をみんなで考えていきましょう。

日時 5月11日(水) 午前10時

午後 以後毎週水曜日 全15回

会場 白梅会館

講師 専門家

定員 20人(幼児室あり)

申込み 4月22日(金) から白梅

会館 ☎53-3454)へ。

### 若いお母さんのための

#### 幼児教育学級

日時 5月12日(木) 午前10時

午後 以後毎週木曜日 全10回

会場 公民館2階第2集会室

講師 教育社会学・幼児教育研究者

定員 先着15人

申込み 4月22日(金) 午前9

時から、公民館に直接来館のう

え、お申し込みください。(木

曜幼児室あり)

問合せ 公民館 ☎52-1771

1)へ。

バドミントン連盟主催

### 第9回ダブルス大会

日時 5月8日(日) 午前9時

会場 市民体育館

対象 福生市在住、在勤、在学者

種目 男女とも一部、二部、三部

参加費 会員 500円・非会員 600円

申込み 4月23日(土) までに市

民体育館 ☎52-5511)ま

たは鳥居 ☎52-6403)へ。

### 婦人軽体操教室

日時 4月22日〜7月8日

毎週金曜日 午前10時〜正午

会場 扶桑会館

申込み・問合せ 市民体育館内

社会体育係 ☎52-5511)

### 高尾山 緑の

#### オリエンテーリング

参加者募集

期日 5月5日(子供の日)

集合時間 午前8時30分

集合場所 東福生駅(八高線)

参加資格 家族(親と子)もしく

は小学4年生以上で先着40人。

申込み 4月21日(木) から松林

会館 ☎52-3624)へ。



# “わらつけ公園”が誕生しました

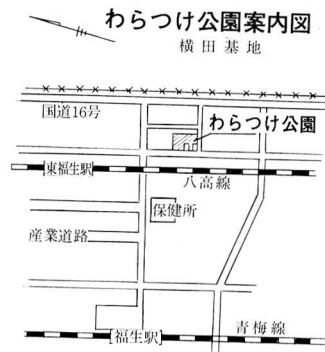
市民の皆様の憩いの場として親しまれている公園に四月一日からまた一つ仲間が増えました。それが、『わらつけ公園』です。広さ三千八百十一平方メートルの園内

## 表紙は語る



四月は、花と緑の季節。野山には色とりどりの草花がいっぱいで

には、市木モクセイをはじめ多くの樹木が植えられ、それらをぬうように石畳風のロマンチックな散策路が周囲に設置されています。また、公園の中央は構築物はなく広々とした子供たちの遊場です。ブランコ、シーソー、すべり台、鉄棒、砂場などが、良い子がくるのをまっています。大切に利用してください。



す。しかし草花は大変弱い生きもので、家庭で育てるのは以外にむずかしいのです。害虫や病気などにおかされた時、あなたは対処できますか？そんな時緑の相談日をご利用ください。相談は草花はもちろん野菜、園芸造りなどなんでもOK！表紙のように素敵な先生がお相手します。緑の相談日は毎月第一金曜日(12月、2月は除く)午後二時から四時まで、市民相談室で行っています。

## 図書館だより

### 図書寄贈のお礼

この度も多くの皆様からの寄贈がありました。図書館資料充実のために役立たせていただきます。ありがとうございます。

#### ■寄贈された方々(敬称略)

- 指田保雄(熊川五〇五)、立川愛雄(志茂五一)、秋田嘉弘(熊川一一三)、中地俊夫(南田園三一六―二三)、赤木幹子(熊川一六九五―一)、ダイアナ・ホール(横田基地内)、桑原敏子(南田園二一七六―四〇四)、和田 章(本町七一)、三浦英明(福生八六〇)、森田英雄(福生四五五)、山崎茂男(志茂一九〇)、峰岸秀雄(熊川二〇五)、吉田和浩(福生八八七―二)、神山市五郎(福生二一五七)、田村利一(福生六五五)、森田治男(本町一〇五)、リーランド・コナー(横田基地内)、喜納良弘(南田園二一七三―三〇一)、板寺亀美尾(志茂二二三)、武藤信一(志茂二二三)、工藤由美(瑞穂町石畑七五七―三四)、合場美智子(熊川三一八)、ライフット・チエ(福生二二五六)、田嶋信政(志茂二二〇)、

笠井美代子(加美平三二四―九) 中村すみ子(福生一七二〇)、尾本升美(加美平四一 一二―三〇五)、氏井千代里(福生二七二三)、小沢重子(熊川四一六)、田中 淳(熊川六六一―四)、西條綾子(南田園二一四―一五)、大野正博(熊川一〇二)、田中宏幸(熊川二三―四)

### ◎団体貸出しのご案内

図書館では個人への貸出し以外に、団体への児童図書貸出しを行っています。現在団体用児童書は約一万四千冊あり、文庫、学童保育所などに利用されています。学校、幼稚園、保育園、地域の団体等でご希望がある場合申し込を受け付けております。どうぞご利用ください。お問い合わせは中央図書館(☎53-3111)へ。

### お知らせ

今月号から見やすく読みやすくなりました。とて活字が大きくなりました。また、「市のお知らせ」も活字が大きくなり、大きさ(B4判↓A3判)も変わります。今後ともどうぞよろしく。